

1 目的

本助成事業は、地震や豪雨災害の被害が度々発生する状況下にあつて、地域住民が自ら行う防災意識の向上や災害への備え、また、防災をきっかけとした地域のつながりづくりの活動を支援することにより、地域福祉の一層の推進を目的とする。

2 助成財源

- (1) 大規模災害に備えて栃木県共同募金会（以下、「本会」という。）が積み立てている災害等準備金のうち、災害への対応に活用した分の残余について、積立期間が3年を経過し取り崩した資金。
- (2) 令和5年度募金より「次年度即応助成事業」に対して確保した資金。
- (3) 上記（1）（2）の助成総枠から、本助成第1次募集による助成事業の精算額を控除した資金。

3 助成対象団体

栃木県内において、次の各号の要件を満たした団体を対象とする。

- (1) 民間の非営利団体であること（法人格の有無は問わない）
- (2) 3名以上で構成されていること
- (3) 組織の運営に関する規則（会則、定款等）があり、事業内容、会計情報等を公開できること
- (4) 設立から1年が経過していない団体については、申請の時点で活動の実態があり、その実績を示すことができること
- (5) 団体名義の金融機関預貯金口座を開設していること
- (6) 政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと
- (7) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと
- (8) 本助成 第1次募集による助成決定団体でないこと

4 助成対象事業

令和7年1月1日から9月30日までに栃木県内で実施される次の各号のいずれかに該当する事業を対象とする。

なお、地方自治体等が申請者に対して委託した事業並びに他の助成金や補助金等を受けて実施する事業は助成対象としない。

- (1) 地域における防災意識向上のための研修会や防災訓練等の事業
- (2) 地域における災害への備えとして資機材やその保管庫等を整備する事業
- (3) 上記（1）（2）を組み合わせる実施する事業

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に必要な経費とする。ただし、団体の管理運営に係る経費（汎用性の高い事務用品の購入含む）及び人件費については対象としない。

なお、助成対象とする経費は令和7年1月1日に遡及して適用する。

6 助成限度額等

1 団体に対する助成限度額は 20 万円とする。

助成申請額は 5 万円以上とし、千円単位での申請とする。

7 助成の申請

1 団体が申請できるのは 1 事業とする。

助成を希望する者は、「助成申請書（別記様式 1）」に次の各号に掲げる書類を添付して、令和 6 年 11 月 25 日までに提出すること。

- (1) 定款または会則等
- (2) 最新の事業報告書及び決算書（設立から 1 年に満たない場合には、事業報告書及び決算書に準じた資料）
- (3) 最新の事業計画書及び予算書
- (4) 10 万円以上の機器備品の購入について申請する場合には、カタログ及び見積書の写し
- (5) 日頃の団体の活動の様子が分かる資料（パンフレット、新聞記事など）

8 審査

書類審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査及び現地調査を行う。

9 査定

申請のあった事業について、現状の課題認識、見込まれる成果及び本助成決定事業以降の取り組みに関する計画性並びに緊急性、実現性及び必要性に留意して査定を行う。

10 助成の決定（通知）

助成金の交付を決定した時は、申請者あて、令和 7 年 3 月末日までに通知する。

11 助成金の交付

助成金の交付は、精算払いとし、助成の決定を受けた事業の完了後、1 か月以内に提出される「完了報告書・助成金交付請求書（別記様式 2）」の内容が、適正であることを確認の上、当該団体の預貯金口座あてに送金する。

12 助成を受けることに関する周知

本助成を受けて事業を実施する場合、事業実施時や印刷物及びホームページ等に、赤い羽根共同募金の助成を受ける旨を明示すること。

13 助成決定の取り消し

助成決定の通知を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成の全部又は一部の決定を取り消す。

- (1) 事業を中止したとき及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められるとき
- (2) 助成の対象となった事業を他の財源で実施したとき
- (3) 令和7年10月末日までに「完了報告書・助成金交付請求書(別記様式2)」が提出されないとき

附 則

- 1 この要領は令和6年9月10日に制定し、令和6年10月1日から適用する。